

土壌簡易検査に係る特記仕様書

土壌汚染対策については、「土壌汚染対策法(平成 14 年 5 月 29 日法律第 53 号)」、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例(平成 9 年 10 月 17 日条例第 35 号)」及び「県土整備局工事に係る土砂検定基準(平成 21 年 4 月 1 日施行)(令和 4 年 4 月 1 日改正)」に準拠して実施することとしているが、茅ヶ崎市赤羽根受入地へ土砂を搬出する工事に関しては本特記仕様書を併せて適用する。

1 土壌簡易検査の対象工事

茅ヶ崎市赤羽根受入地へ土砂を搬出するすべての工事

2 土壌簡易検査の方法

- (1) 掘削面積 900 m²毎に 5 地点を測定地点として選点し、深さ 5 cm から 50cm までの土壌の水素イオン濃度指数を起電式簡易土壌湿度測定器で測定する。
- (2) 上記(1)の結果を様式 A に記入し、測定地点を記入した平面図を添付して監督員へ報告する。
- (3) その他事項については、別紙 1 を参考とする。

3 基準超過土砂への対応方法

- (1) 上記 2 の結果、水素イオン濃度指数の測定値が 3.5 から 8.0 の基準値を満たさない場合は、その処理方法等について発注者と協議すること。
- (2) 協議の結果、土砂検定試験を行うときは、「県土整備局工事に係る土砂検定基準(平成 21 年 4 月 1 日施行)(令和 4 年 4 月 1 日改正)」(以下、「土砂検定基準」という。)に準拠して検定試験を実施する。ただし、検定試験の項目は別表 1、結果報告に係る様式は様式 2 とする。
- (3) 検定試験の結果、土砂検定基準に規定する基準値に適合しない土砂については、発注者、関係環境部局等と協議して適切に処理する。

4 その他

土砂搬入券の発券申込にあたっては、以下に掲げる申請書類を一式にして受付窓口へ提出すること。

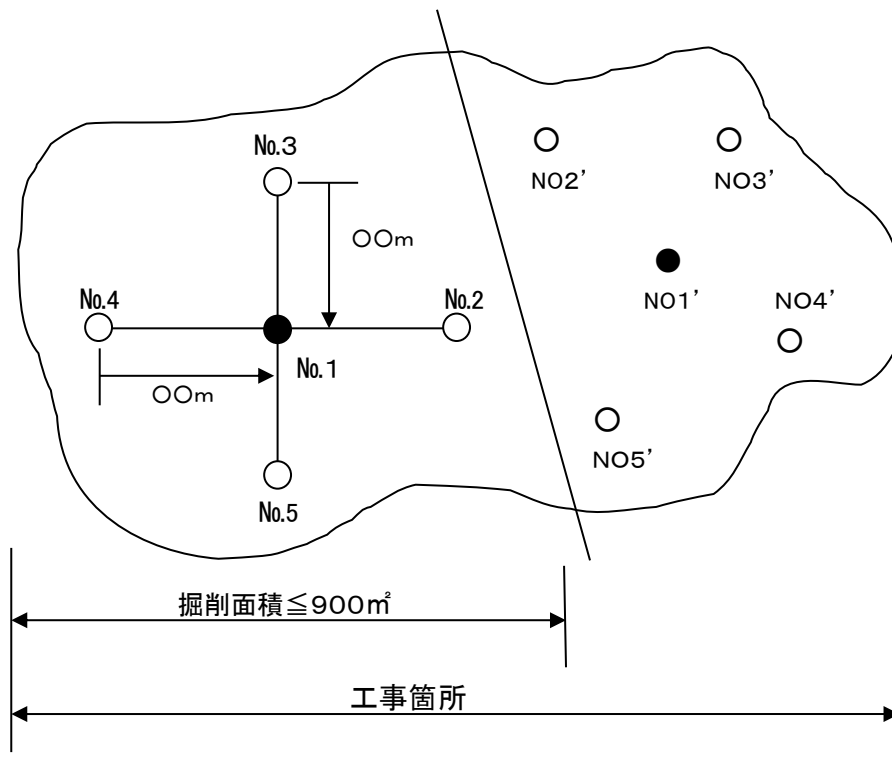
- 公共建設発生土搬入(変更)申込書
- 様式 A (発注者が確認した書面の写し)
- 様式 2 (上記 3 (2) に基づく検定試験を実施した場合)
- 土砂検定基準に基づく「土砂検定調書」(様式 1)及び添付書類の写し
(土砂検定基準に基づく検定試験を実施した場合、検定試験結果証明書(様式 2)を含む。)

試料採取方法及び写真撮影方法

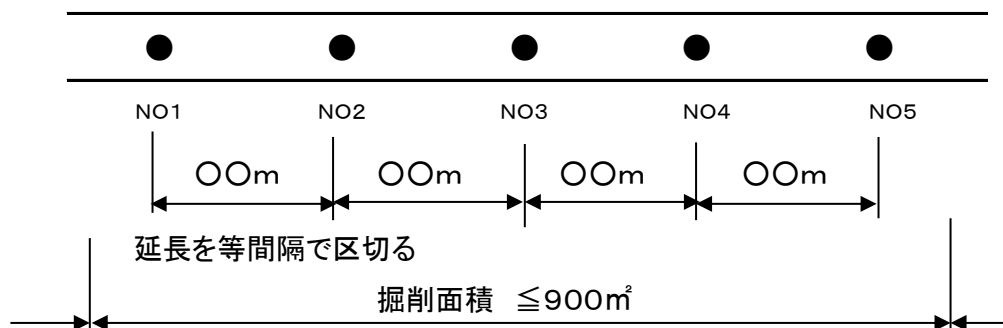
(2の(1)関係)

○面的な整備の工事の場合

※ 偏らないよう採取地点(No.1~No.5)を決定する。



○延長が長い工事の場合

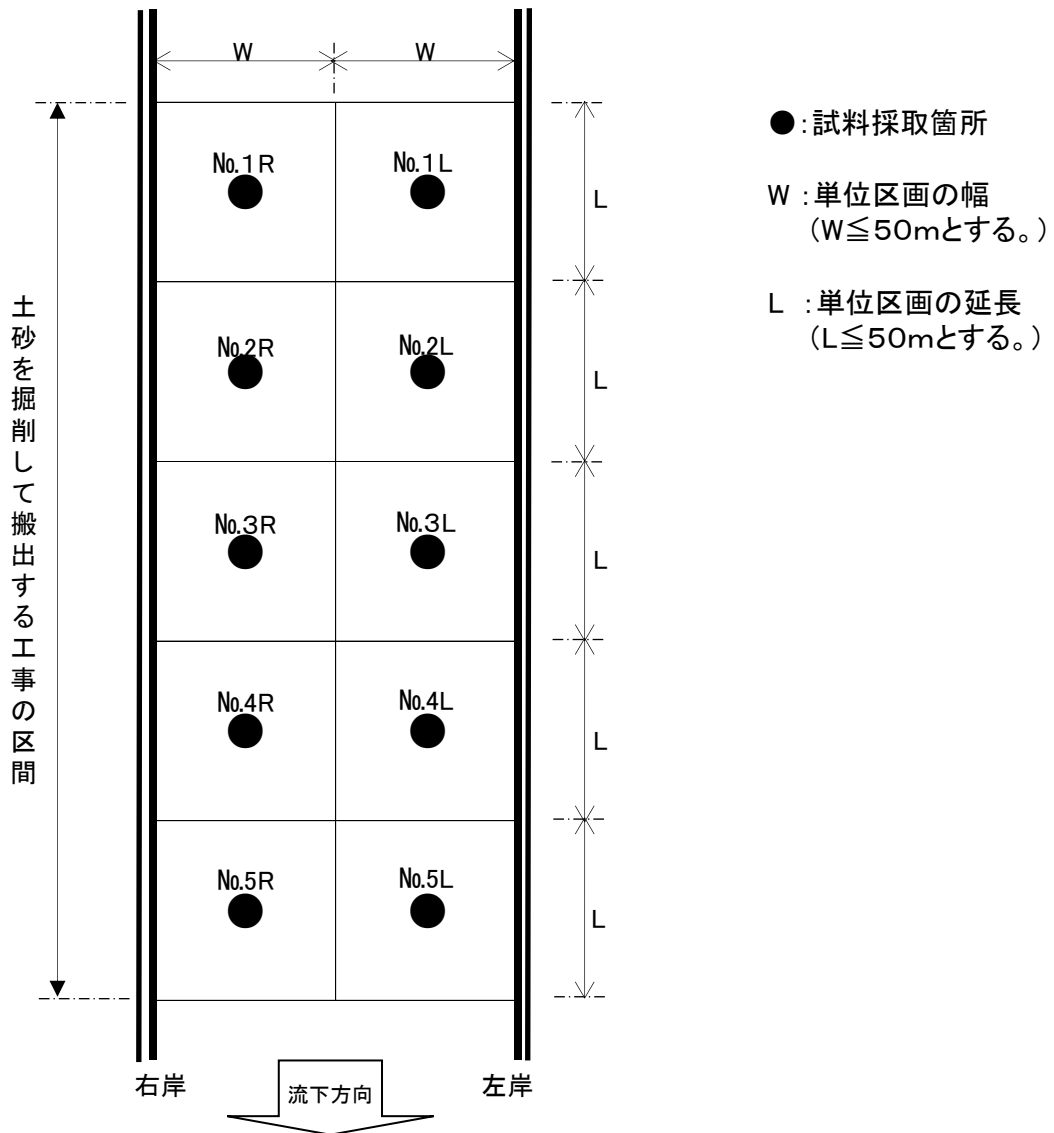


- ① ・上図No.1~No.5及び上図No.1'~No.5'の各地点で試料を採取する。
 - ・試料採取地点の表層の土壌(地表から深さ5cmまでの土壌)及び深さ5cmから50cmまでの土壌を採取する。
 - ・採取された表層の土壌と、深さ5cmから50cmまでの土壌とを、同じ重量混合すること。
- ② ・上図採取地点にポールを立て、全体を写真撮影する。
 - ・各試料採取地点を写真撮影する。(採取試料、採取穴及び穴の深さが明確になるように)
 - ・各試料採取後、No.1の地点に5地点分の試料をまとめ、写真撮影をする。
 - ・検定試験は、各地点の試料を均等に混合した検体を作成して実施する。(5地点均等混合法)
- ③ ・土壌汚染対策法第2条第1項に規定する特定有害物質の使用施設、保管施設などの場所が特定できる場合は、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」(環境省 水・大気環境局 土壌環境課)第2章2.3「調査対象地の土壌汚染のおそれの把握」及び2.4「試料採取等を行う区画の選定」を参考に、土壌汚染のおそれの分類に応じて適切に試料採取を行うこと。
- ④ ・上記により難しい場合は、搬出土量900 m^3 毎に1試料を採取する。

(2の(2)関係)

○河川等の工事の場合

※ 偏らないよう採取地点 (No.1R~No.5R及びNo.1L~No.5L) を決定する。



- ① ・上図No.1L~No.5L及びNo.1R~No.5Rの各地点で試料を採取する。
・試料採取地点の表層の土壌(地表から深さ5cmまでの土壌)及び深さ5cmから50cmまでの土壌を採取する。
・採取された表層の土壌と、深さ5cmから50cmまでの土壌とを、同じ重量混合すること。
- ② ・上図採取地点にポールを立て、全体を写真撮影する。
・各試料採取地点を写真撮影する。(採取試料、採取穴及び穴の深さが明確になるように)
・検定試験は、各地点で採取した試料をそれぞれ検体にして実施する。
・各地点で採取した試料を、5地点分まで均等に混合して1検体とすることができる。
- ③ ・上記により難しい場合は、搬出土量900m³毎に1試料を採取する。

【溶出量基準】

項 目	基 準	測 定 方 法
カドミウム及び その化合物	検液 1 Lにつきカドミウム 0.003mg以下であること	日本産業規格（以下「規格」という。）K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
六価クロム化合物	検液 1 Lにつき六価クロム 0.05mg以下であること	規格K0102の65.2（規格K0102の65.2.7を除く。）に定める方法（ただし、規格K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には、規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。）
クロロエチレン	検液 1 Lにつき0.002mg以下 であること	平成9年3月環境庁告示第10号（地下水の水質汚濁に係る環境基準について）付表に掲げる方法
シマジン	検液 1 Lにつき 0.003mg以下 であること	昭和46年12月環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「水質環境基準告示」という。）付表6の第1又は第2に掲げる方法
シアン化合物	検液中にシアンが検出されない こと	規格K0102の38に定める方法（規格K0102の38.1.1及び38の備考11に定める方法を除く。）又は水質環境基準告示付表1に掲げる方法
チオベンカルブ	検液 1 Lにつき0.02mg以下 であること	水質環境基準告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
四塩化炭素	検液 1 Lにつき 0.002mg以下 であること	規格K0125の 5.1、 5.2、 5.3.1、 5.4.1又は 5.5に定める方法
1, 2-ジクロロエタン	検液 1 Lにつき 0.004mg 以下であること	規格K0125の 5.1、 5.2、 5.3.1 又は 5.3.2に定める方法
1, 1-ジクロロ エチレン	検液 1 Lにつき0.1mg以下 であること	規格K0125の 5.1、 5.2又は 5.3.2 に定める方法
1, 2-ジクロロ エチレン	検液 1 Lにつき0.04mg以下 であること	シス体にあつては規格K0125の 5.1、 5.2又は 5.3.2に定める方法、トランス体にあつては規格K0125の 5.1、 5.2又は 5.3.1に定める方法
1, 3-ジクロロ プロペン	検液 1 Lにつき 0.002mg以下 であること	規格K0125の 5.1、 5.2又は 5.3.1 に定める方法
ジクロロメタン	検液 1 Lにつき0.02mg以下で あること	規格K0125の 5.1、 5.2又は 5.3.2 に定める方法

項 目	基 準	測 定 方 法
水銀及びその化合物	検液 1 Lにつき水銀0.0005mg以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと	水銀にあつては水質環境基準告示付表2に掲げる方法、アルキル水銀にあつては水質環境基準告示付表3に掲げる方法及び昭和49年9月環境庁告示第64号（環境大臣が定める排水基準に係る検定方法）（以下「排出基準検定告示」という。）付表3に掲げる方法
セレン及びその化合物	検液 1 Lにつきセレン0.01mg以下であること	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
チ ウ ラ ム	検液 1 Lにつき 0.006mg以下であること	水質環境基準告示付表5に掲げる方法
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1 Lにつき 1 mg以下であること	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1 Lにつき 0.006mg以下であること	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
鉛及びその化合物	検液 1 Lにつき鉛0.01mg以下であること	規格K0102の54に定める方法
砒素及びその化合物	検液 1 Lにつき砒素0.01mg以下であること	規格K0102の61に定める方法
ふっ素及びその化合物	検液 1 Lにつきふっ素0.8mg以下であること	規格K0102の34.1（規格K0102の34の備考1を除く。）若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格K0102の34.1.1c）（注(2)第3文及び規格K0102の34の備考1を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。）及び水質環境基準告示付表7に掲げる方法

項 目	基 準	測 定 方 法
ベンゼン	検液 1 Lにつき0.01mg以下 であること	規格K0125の 5.1、 5.2 又は 5.3.2に定める方法
ほう素及びその化合物	検液 1 Lにつき ほう素1mg以下であること	規格K0102の47.1、 47.3又は47.4に 定める方法
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検液中に検出されないこと	水質環境基準告示付表 4 に掲げる方 法
有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る）	検液中に検出されないこと	排出基準検定告示付表 1 に掲げる方 法又は規格K0102の31.1に定める方 法のうちガスクロマトグラフ法以外 のもの（メチルジメトンにあっては、 排出基準検定告示付表 2 に掲げる方 法）

【含有量基準】

項 目	基 準	測 定 方 法
カドミウム及びその化合物	土壌 1 kgにつきカドミウム45mg以下であること	日本産業規格K0102（以下「規格」という。） 55に定める方法（準備操作にあつては、規格52の備考6に定める方法を除く。）
六価クロム化合物	土壌 1 kgにつき六価クロム250mg以下であること	規格65.2（規格65.2.7を除く。）に定める方法（ただし、規格65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には、規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。）
シアン化合物	土壌 1 kgにつき遊離シアン50mg以下であること	規格38 に定める方法（規格38.1 及び38の備考11 に定める方法を除く。）
水銀及びその化合物	土壌 1 kgにつき水銀15mg以下であること	水質環境基準告示付表2に掲げる方法
セレン及びその化合物	土壌 1 kgにつきセレン150mg以下であること	規格67.2又は67.3又は67.4に定める方法
鉛及びその化合物	土壌 1 kgにつき鉛150mg以下であること	規格54に定める方法（準備操作にあつては、規格52の備考6に定める方法を除く。）
砒素及びその化合物	土壌 1 kgにつき砒素150mg以下であること 農用地（田に限る）においては、土壌 1 kgにつき15mg未満であること	規格61に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和50年4月総理府令第31号に定める方法
ふっ素及びその化合物	土壌 1 kgにつきふっ素4000mg以下であること	規格34.1（規格34の備考1を除く。）若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合には、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、日本産業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格34.1.1c)（注(2)第3文及び規格34の備考1を除く。）に定める方法及び水質環境基準告示付表7に掲げる方法
ほう素及びその化合物	土壌 1 kgにつきほう素4000mg以下であること	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
銅	農用地（田に限る）においては、土壌 1 kgにつき銅125mg未満であること	昭和47年10月総理府令第66号に定める方法

土砂検定調書

年 月 日

寒川町長 殿

発注機関			
工事件名			
工事箇所			
工事契約年月日	令和 年 月 日	搬出予定期間	令和 年 月 日
			~
			令和 年 月 日

区分	調査事項		備考	
STEP1	受入地名	土量 m ³	STEP2へ	
	土質 <input type="checkbox"/> 粘性土 <input type="checkbox"/> 砂質土 <input type="checkbox"/> 礫質土 <input type="checkbox"/> 改良土			
	土壌汚染対策法 <input type="checkbox"/> 法に基づく土壌汚染状況調査の結果、基準に適合することを確認した		土壌汚染のおそれなし	
STEP2	「その他土壌汚染のおそれがある土地」に係る調査	<input type="checkbox"/> 該当あり <input type="checkbox"/> 該当なし	STEP7へ STEP3へ	
STEP3	「河川等」から土砂を掘削して搬出する工事の判別	<input type="checkbox"/> 河川等から土砂搬出する工事でない	STEP4へ STEP7へ	
		<input type="checkbox"/> 河川等の除外規定に該当する工事である		
		<input type="checkbox"/> 河川等から土砂搬出する工事である		
STEP4	1,000m ³ 以上の土砂を掘削して搬出する工事の判別	<input type="checkbox"/> 1,000m ³ 以上土砂搬出する工事でない	STEP5へ	
		<input type="checkbox"/> 1,000m ³ 以上土砂搬出する工事である	STEP7へ	
STEP5	土地履歴調査の対象かどうかの判別		STEP5(ア)へ	
	<input type="checkbox"/> 対象である <input type="checkbox"/> 河川等の除外規定に該当する <input type="checkbox"/> 現道内工事かつ搬出土量1,000m ³ 未満のため、「対象でない」 <input type="checkbox"/> 添付資料(必須): 工事箇所の位置図		土壌汚染のおそれなし	
	(ア)	調査対象地の所在地 (調査対象地の所在地を地番まで記入して下さい)		
	特定事業場名簿等DBによる土地履歴調査	<input type="checkbox"/> 該当あり <input type="checkbox"/> 該当なし	STEP6へ 土壌汚染のおそれなし	
	添付資料(STEP5を実施した場合は必須です。)		<input type="checkbox"/> 「検索条件一覧」シート <input type="checkbox"/> 「検索結果一覧」シート(検索結果が『0件』の場合は、省略可)	
STEP6	(イ) STEP5で検索された特定事業場名	別添「検索結果一覧」シート 参照		
	(ウ) STEP5で検索された特定事業場の所在	別添「検索結果一覧(合計)」シート 参照		
	① 現行の地図による調査(必須)	<input type="checkbox"/> 該当箇所あり・不明 <input type="checkbox"/> 該当箇所なし	地図上に、(ア)と(ウ)の位置を記入して添付すること	STEP6②~⑤へ 土壌汚染のおそれなし
	② 登記簿による調査	<input type="checkbox"/> 土地登記簿 <input type="checkbox"/> 法人登記簿	(ア)が(イ)に所有されていた履歴 <input type="checkbox"/> 有り・ <input type="checkbox"/> 無し (イ)が(ア)を所有していた履歴 <input type="checkbox"/> 有り・ <input type="checkbox"/> 無し	
	③ 過去の航空写真による調査	<input type="checkbox"/> 該当箇所あり・不明 <input type="checkbox"/> 該当箇所なし	航空写真提供機関名称	撮影年月日
	④ 過去の住宅地図等による調査	<input type="checkbox"/> 該当箇所あり・不明 <input type="checkbox"/> 該当箇所なし	参照地図名	地図調製年月日
	⑤ 間取りによる確認	<input type="checkbox"/> 該当箇所あり・不明 <input type="checkbox"/> 該当箇所なし	間取り対象者名	
	調査結果 (①で「該当箇所あり・不明」と判定された場合、②~⑤をいずれか一つ以上調査すること)		<input type="checkbox"/> 「該当箇所あり・不明」 <input type="checkbox"/> 「該当箇所なし」	STEP7へ 土壌汚染のおそれなし
	調査対象物質 溶出量基準:全27項目 含有量基準:全9項目 その他[]			
	試料採取日	令和 年 月 日	調査実施日	令和 年 月 日
調査対象面積	m ²	検定試験を行う検体の数量	検体	
調査機関名				
添付資料(すべて必須です。)	<input type="checkbox"/> 調査対象地の位置図 <input type="checkbox"/> 調査対象面積及び区画図 <input type="checkbox"/> 検定試験結果証明書(様式2) <input type="checkbox"/> 写真			
調査結果	<input type="checkbox"/> 基準超過項目あり <input type="checkbox"/> 基準超過項目なし			
備考				
調査結果	土壌汚染の調査方法	<input type="checkbox"/> 土地履歴調査等(STEP1~6) <input type="checkbox"/> 検定試験の実施(STEP7)		
	土壌汚染の判定結果	<input type="checkbox"/> 土壌汚染のおそれなし →「基準適合土砂」(搬入申し込み可能)	<input type="checkbox"/> 基準超過項目あり →「基準不適合土砂」 (搬入申し込み不可)	<input type="checkbox"/> 基準超過項目なし →「基準適合土砂」 (搬入申し込み可能)

上記の記載事項について、確認しました。

区分	発注機関	所属	職・氏名	電話番号
確認者(☆注)	寒川町			
確認者(工事監督員)	寒川町			

☆注 発注機関確認者は、工事主管課長または統括者です。

年 月 日

検定試験 結果証明書

申込者 様

分析機関名
代表者
電話番号
計量証明事業者の登録番号
環境計量士

印
印

年 月 日に依頼のあった検体について、溶出量試験については平成15年環境省告示第18号、含有量試験については平成15年環境省告示第19号に定める方法により調査した結果を以下のとおり証明します。

検体番号 () 検体の総数 ()

項目	単位	測定値	定量下限値	基準値	合否	計量方法
四塩化炭素	mg/l			0.002以下		JIS K 0125 5.1.5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5
1,2-ジクロロエタン	mg/l			0.004以下		JIS K 0125 5.1.5.2,5.3.1又は5.3.2
1,1-ジクロロエチレン	mg/l			0.1以下		JIS K 0125 5.1.5.2又は5.3.2
1,2-ジクロロエチレン	mg/l			0.04以下		シス体 JIS K 0125 5.1.5.2又は5.3.2 トランス体 JIS K 0125 5.1.5.2又は5.3.1
1,3-ジクロロプロペン	mg/l			0.002以下		JIS K 0125 5.1.5.2又は5.3.1
ジクロロメタン	mg/l			0.02以下		JIS K 0125 5.1.5.2又は5.3.2
テトラクロロエチレン	mg/l			0.01以下		JIS K 0125 5.1.5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l			1以下		JIS K 0125 5.1.5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l			0.006以下		JIS K 0125 5.1.5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5
トリクロロエチレン	mg/l			0.01以下		JIS K 0125 5.1.5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5
ベンゼン	mg/l			0.01以下		JIS K 0125 5.1.5.2又は5.3.2
クロロエチレン	mg/l			0.002以下		平成9年 環告第10号 付表
カドミウム及びその化合物	mg/l			0.003以下		JIS K 0102 55.2,55.3又は55.4
六価クロム化合物	mg/l			0.05以下		JIS K 0102 65.2
シアン化合物	mg/l			不検出		JIS K 0102 38又は昭和46年環告第59号付表1
総水銀	mg/l			0.0005以下		昭和46年 環告第59号 付表2
アルキル水銀	mg/l			不検出		昭和46年環告第59号付表3及び昭和49年環告第64号付表3
セレン及びその化合物	mg/l			0.01以下		JIS K 0102 67.2,67.3又は67.4
鉛及びその化合物	mg/l			0.01以下		JIS K 0102 54
砒素及びその化合物	mg/l			0.01以下		JIS K 0102 61
ふっ素及びその化合物	mg/l			0.8以下		JIS K 0102 34.1若しくは34.4又は34.1.c) 及び昭和46年環告第59号付表7
ほう素及びその化合物	mg/l			1以下		JIS K 0102 47.1,47.3又は47.4
シマジン	mg/l			0.003以下		昭和46年 環告第59号 付表6第1又は第2
チオベンカルブ	mg/l			0.02以下		昭和46年 環告第59号 付表6第1又は第2
チウラム	mg/l			0.006以下		昭和46年 環告第59号 付表5
ポリ塩化ビフェニル	mg/l			不検出		昭和46年 環告第59号 付表4
有機りん化合物	mg/l			不検出		昭和49年環告第64号付表1又はJIS K 0102 31.1のうち ガスクロマトグラフ法以外(メチルジメチルは、昭和49年環告第64号付表2)
カドミウム及びその化合物	mg/kg			45以下		JIS K 0102 55
六価クロム化合物	mg/kg			250以下		JIS K 0102 65.2
シアン化合物	mg/kg			50以下(遊離シアン)		JIS K 0102 38
水銀及びその化合物	mg/kg			15以下		昭和46年 環告第59号 付表2
セレン及びその化合物	mg/kg			150以下		JIS K 0102 67.2,67.3又は67.4
鉛及びその化合物	mg/kg			150以下		JIS K 0102 54
砒素及びその化合物	mg/kg			150以下		JIS K 0102 61
ふっ素及びその化合物	mg/kg			4,000以下		JIS K 0102 34.1若しくは34.4又は34.1.c) 及び昭和46年環告第59号付表7
ほう素及びその化合物	mg/kg			4,000以下		JIS K 0102 47.1,47.3又は47.4
※以下の2項目は、搬出先が農地(田に限る)の場合のみ記載						
銅	mg/kg			125以下		昭和47年 総理府令第66号(農用地(田に限る))
砒素及びその化合物	mg/kg			15以下		昭和50年 総理府令第31号(農用地(田に限る))
検体の性状	形状		色相		臭気	無臭・ 様の臭気あり
備考	発生場所			工事名		
	請負業社名			工期		

※「合否」欄については、測定値が基準値内の場合は「合」を、基準値を超過した場合は「否」を記入してください。

土 壤 簡 易 検 査 調 書

年 月 日

寒川町長 殿

発注機関			
工事件名			
工事箇所			
請負業者		測定者 氏名	
搬出開始予定日	令和 年 月 日	搬出予定期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

水素イオン濃度指数 測定結果記入表

区 画 番 号	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5
区 画 1					
区 画 2					
区 画 3					
区 画 4					
区 画 5					

注) 水素イオン濃度指数の基準値は、PH=3.5~8.0とする。

上記の記載事項について、確認しました。

区分	発注機関	所属	職・氏名	電話番号
確認者(☆注)	寒川町		印	
確認者(工事監督員)	寒川町		印	

☆注 発注機関確認者は、工事主管課長または統括者です。